



# 小栗キャップの News Letter

税理士法人オグリ 代表社員・税理士 小栗 悟

岐阜本部 〒500-8847 岐阜県岐阜市金宝町1-3 岐阜第一生命ビル 4F

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

名古屋本部 〒460-0002 名古屋市中区丸の内一丁目16-15 名古屋フコク生命ビル 6F

TEL : 052-222-1600 FAX : 052-222-1611

Email : [info@otc-oguri.com](mailto:info@otc-oguri.com) <http://www.otc-oguri.com>

2017年11月6日(月)

## 赤信号無視と共謀罪既遂

### 赤信号無視で逮捕・訴追されることもある

歩行者の赤信号無視が警察官の目の前で  
行われても、せいぜい注意される程度で、  
逮捕・訴追されることなど滅多にありませ  
ん。かつて、オウム事件勃発の頃にニュー  
スになった逮捕事件があった程度です。

ただ、赤信号無視の個人を法的に責める  
としたら、行政処分ではなく、通常の犯罪  
として刑事訴訟法の手続きに則り、書類送  
検、起訴という手続きをとらなければなら  
ず、非常に厄介、国民平等待遇の問題もあ  
り、現実としては大目に見て無視している  
ということなのでは、ないでしょうか。

でも、決して法律違反者であるという事  
実が無くなる訳ではありません。

### 共謀罪の構成要件・計画の準備行為

租税回避計画を前提に、共謀罪法の条文  
を読んでみると、「計画をした犯罪を**実行す  
るための準備行為**が行われ」が構成要件の  
内容で、「計画をした犯罪」とは「偽り不正  
の行為により税を免れること」です。税の  
抜け穴プランを思い付いて、話題にした程  
度の個別具体性がない段階ではまだ、計画  
にもならないと思われます。

過去の事例で言えば、自己株取得・みな  
し配当、チェック・ザ・ボックスによる株  
式簿価の膨張、日本国内親会社の設立とそ

こへの譲渡、創出欠損金は4000億円、それ  
から合併又は連結、と具体化したところま  
でが計画の段階で、株式簿価膨張のための  
評価依頼先をどこにするか、日本親会社た  
る有限会社は設立でなく買い取りとしてそ  
の候補を探す依頼先を検討する、というこ  
とになると、準備行為開始の段階です。

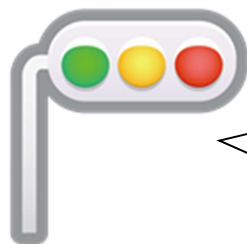
結果として、そのプランを実行した場合  
に否認され「偽り不正の行為」と認定され  
る可能性があるものだとしたら、この準備  
開始段階に至れば、共謀罪では既遂です。

### 赤信号無視と同じ共謀罪違反者

共謀罪違反につき税務署に通報義務はな  
さそうです。訴追については、警察・検察  
の仕事であり、情報もないことから、通常  
は租税の「偽り不正の行為」事件には無関  
心なのではないかと、思われます。

しかし、もし、節税・租税回避プラン作  
りに、「偽り不正行為」と認定される回路が  
あるとしたら、租税訴訟とは別に、共謀罪  
既遂者として法律違反を問われる条件事実  
はすでにある、ということになります。

赤信号無視者と同じ状況です。



節税・租税回避か  
ら「偽り不正行為」  
認定への回路がな  
いと、ハッキリ言  
えるか。